

憲法改悪の扉をあける「合い鍵」

国民投票法案の 国会提出を許さない！

●○●私たちは、法案に反対する弁護士の団体の自由法曹団です●○●
学習資料としてお使い下さい

国民投票法案とは？

憲法を改正する要件を定める憲法 96 条は、①衆議院と参議院の両院で総議員の 2 / 3 以上の賛成が得られること、②国会が「改正」案を発議し、国民投票を行って、その過半数の賛成を得ることが必要であるとしています。憲法を「改正」する際には国民投票のやり方を定める法案が必要になります。

国民投票法案は、憲法「改正」のための国民投票のやり方を定める法律なのです。

なぜ、今、国民投票法案？

自民党と公明党は 04 年 12 月に、民主党は 05 年 4 月に、それぞれ国民投票法案の構想を発表しています。昨年 11 月には参院憲法調査会、衆院憲法調査会特別委員会があいついでヨーロッパ各国を訪問し、国民投票法案の調査を行っています。そして、昨年 12 月、自民党の中山太朗衆院憲法調査特別委員長を中心に、公明党、民主党の担当者が集まり、通常国会への法案共同提出に合意しました。国民投票法案が、今国会に提出される可能性が極めて高まっています。

国民投票法案を制定するねらいは、あくまでも憲法「改正」にあります。自民党・民主党・公明党は、競うように憲法の「改正」を進めています。財界もまたしかりです。国民投票法案を成立させようとする動きは、改憲案のすりあわせと一体のものとなっています。

国民投票法案の制定は憲法「改正」の条件整備に他ならないのです。

日本を「戦争する国」にするための「改憲」案、 その「改憲」案を実現するための国民投票法案

自民党は昨年 11 月、結党 50 周年の大会を開催し、「新憲法草案」を発表しました。「草案」は、戦力不保持を規定した 9 条 2 項を削除し、自衛軍を創設することを明言しました。日本を「戦争する国」とするものにほかなりません。「草案」の危険な内容は、それだけにとどまりません。「草案」は、基本的人権の公益と公の秩序による大幅な制限、スピーディーで機動的な国家機構の構築・内閣総理大臣の権限強化、愛国心の強調などを盛り込んでいます。憲法の基本原理を根底から破壊し、日本を戦争する国、弱肉強食の競争国家につくりかえようとするものにほかなりません。自民党・公明党が用意している国民投票法案は、「戦争する国」づくりを目指す「改憲」案を実現するための重大法案です。

憲法改悪のための国民投票法案はいらない、そのために国民投票法案の国会提出を許さないという世論を早急に大きくしなければなりません。

「改憲」はアメリカの要求 これを丸飲みする小泉内閣

小泉内閣は、アメリカに追随し、イラク戦争に自衛隊を派兵しました。アメリカの要求はとどまるところがありません。憲法9条が日米軍事同盟の障害になっていると言って9条を投げ捨てることを求めているのです。アメリカの世界支配のために、日本にイラク戦争でのイギリス軍と同じような役割を担わせようというのです。単独行動主義と先制攻撃論にたつアメリカはいま世界の中で孤立を深めています。日本が憲法9条を投げ捨て、アメリカとの軍事行動を強めるとすれば、アジアの中で孤立することになります。アメリカの暴力について行くわけにはいかないのです。

日本国民の6割以上は9条を「改憲」することに反対しています（毎日新聞世論調査05年10月5日）。自民党も当然このことを知っています。ですから、自民党が9条を変えようとするれば、国民の意思を歪めて、国民投票を行わざるを得ないのです。国民の目と耳をふさぎ、口を封じ、「改憲」を実現することが国民投票法案の狙いなのです。

国民の目と耳をふさぎ、口を封じる国民投票法案 国民から「改憲案賛成」をかすめとる国民投票法案

【教授と学生の会話】～大学構内の喫茶店で 学習資料としてお使い下さい

- 教授：連休明けに、国民投票法案について報告してもらうことになってるね。勉強は進んでいるかな。
- ◇学生：はい、一応は。自民党・公明党による与党協議会が2004年12月に発表した「法案骨子」を読みました。
- 教授：ほう。それで法案の問題点というのはどういうところにあるのかな。
- ◇学生：一言で言ってひどい法案だと思います。今の平和憲法をなんとしてでも変えてしまえという「改憲」派の悪意に満ちています。
- 教授：それは手厳しいね。説明してもらえるかな。

ワンパッケージ方式

- ◇学生：まず、おかしいと思ったのは、ワンパッケージ方式です。
ワンパッケージ方式というのは、国民投票をどうやって行うか、ということです。9条だけではなくて、複数の憲法の条項について、これを変更するかどうかを国民に問うときに、その一つひとつについて賛否を問うのではなくて、一括して、つまりワンパッケージにして賛成か反対かを問う方式のことを言います。
たとえば、「改憲」案の中に、憲法9条のほかに環境権の規定を新設するかどうかが入っているとします。これについて、本来ならば、9条を変えることに賛成か反対か、環境権を新設するのに賛成か反対かを、きちんと分けて、国民に賛否を問わなければならないはずです。それを一括して賛成か反対かを決めろというのです。9条を変えたくはないが、環境権はぜひ新設して欲しいという人は困ってしまいます。悩んだ末に、投票用紙に○をつけると、9条を変えることにも賛成したということになってしまうのです。
これでは、国民の意思は大きく歪められてしまいます。

- 教授： 9条を変えるために、誰にでも受け入れられやすい「環境権」をくっつけようということだろう。君ももう勉強したと思うけれど、環境権は今の憲法の13条で幸福追求権として保障されているんだね。これは、国民が環境を保護する運動に取り組んできた成果なんだ。だから環境権を新設する必要はまったくないんだ。自民党の「草案」によれば、国の環境保全の責務の条文を加えただけで、環境権そのものの保障は明記していない。「草案」は、現憲法で保障されている環境権を正面から認めない狭い内容になるんだよ。

有効投票数の過半数

- ◇学生： そうなんですか。そうすると本当にひどいですね。
それから、「国民投票の過半数」の要件についてです。憲法を「改正」するには、「改正」案が国民投票で過半数の承認を受けなければならないのですが、その要件を「有効投票数の過半数」としているのです。
「過半数」というのですから、「投票権を有する者の過半数」であるとか、少なくとも「総投票数の過半数」ということでなければならないと思うのです。「有効投票数の過半数」は、「改憲」案の承認にとって最も低いハードルです。
投票率が低く、しかも多くの無効票が出てしまった場合には、わずかな賛成票で「改憲」が容認されてしまう危険があると思うのです。「改憲」派の意図は大変露骨です。

ワンパッケージ方式とセットでさらにおかしなことに

- 教授： 君が先ほど指摘したワンパッケージ（一括）方式と「有効投票数の過半数」方式が結びつくと、本当におかしなことになるんだ。
先ほど君が挙げた例で説明するとね、9条を変えることには反対だが、環境権を新たに設けることには賛成だという人が投票所に行って、一括方式だということを知ったときに悩むだろうね。○をつけた場合には、君が指摘したように、この人は9条を変えることにも賛成ということで賛成票として数えられてしまう。しかし、悩んだ末に、○も×もつけられないと考えて、白票を投じた場合どうなるか。白票は無効票になるから、有効投票数からはずされて、過半数を計算する「分母」からはずされてしまうことになる。その結果「改憲」へのハードルはさらに低くなるんだ。

国民投票運動の禁止・制限

- 教授： 国民投票運動についてはどう定めているかな。
◇学生： 幅広い規制をしています。公務員、教員に対しては国民投票運動を全面的に規制していますし、マスコミに対しても、投票予想の禁止や報道・評論を行うことを制限しています。
●教授： 教員に対しては全面禁止だからひどいものだ。君は僕の授業でよく質問をするけれども、「先生は改憲に反対ですか、賛成ですか、その理由は何ですか」なんてことを君に質問されても、答えられなくなる。君の質問に答えて、「9条は守るべきだ」と言って、その理由を述べたりすれば、犯罪として刑罰を科せられるんだ。
◇学生： 先生が犯罪者になるって訳ですね。お子さんまだ、高校生でしたよね。教授の職を失うわけにはいきませんね。
●教授： そうさ。憲法の学者が憲法の話ができなくなるんだ。まったく腹が立つ話だよ。
◇学生： 新聞社や放送事業者に対する規制も明らかに行き過ぎです。「何人も、国民投票に関し、その結果を予想する投票の経過又は結果を公表してはならない」とされ

ています。「事実を歪めた」報道・評論を刑罰をもって禁止していますが、「事実を歪める」といのはたいへんあいまいで表現の自由を著しく制限することになります。また、国民投票の結果に影響を及ぼす目的で、お金を出して、新聞や雑誌に意見広告を掲載すると、意見広告を出した人も新聞や雑誌の経営者も罰せられることになるのです。

また、外国人の投票運動は全面的に禁止されます。長い間日本で生活をしている在日外国人は日本人と同じように人権が保障されなければならないのに、意見を述べられないというのは平等原則違反ですね。

●教授： 日本の公職選挙法はあれダメこれダメの「べからず選挙」の根拠になっている法律で、弾圧法規として用いられているんだ。国連の人権規約にも反しているとして問題になっているほどだ。

憲法の「改正」について行う国民投票というのは、候補者が当選を目指して争う公選法とはちがって、国民一人ひとりが憲法を変えたらいいか変えない方がいいかっていう価値判断を行うものだ。公選法も大問題だが、全く性格の違う国民投票に刑罰をもって規制を加えるというのはまったくおかしいことなんだ。

それから指摘しておきたいのは、「改正」案が発議されてから投票するまでの期間だ。30日あればいいとしている。1ヶ月で何が討議できるんだろうか。国民の討議する期間を奪うものとしてつよく批判されなければならないだろう。

できることを

◇学生： 国民投票法案は国会に提出させてはいけませんね。私も明日からできることをやろうと思います。とりあえず、友達と一緒に署名に取り組んでみます。

●教授： できることはたくさんある。僕の友人の弁護士が署名活動に取り組むと言っている。協力してもらえるとありがたいな。学内で学習会をやってもいいだろう。国会要請にも行ったらいい。国会に提出される前にね。衆議院議員控室の窓口に行ったらいいよ。デモもやったらいい。最近は、パレードとかウォークっていうのかな。警察に行ったらデモ申請をすればできる。政党や議員に要請書を出すのもいいだろう。若い人の知恵でどんどんやってみたらいいよ。



国会法「改正」、国民投票法案提出阻止のため、
小泉首相、自民党らに要請しよう

首相官邸	fax	03-3581-3883	http://www.kantei.go.jp/
自民党	fax	03-5511-8855	http://www.jimin.jp/
民主党	fax	03-3595-9924	http://www.dpj.or.jp/
公明党	fax	03-3353-9746	http://www.komei.or.jp/

自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28 DIKマンション小石川201
電話 03(3814)3971 FAX 03(3814)2623 URL=<http://jlaf.jp>